

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 2月 27日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 7号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2のうち1の表第8項の次に次の1項を加える。

9 新潟市火災予防条例（昭和37年新潟市条例第12号。以下この項において「条例」という。）に関する事務

- (1) 条例第29条第5号に規定する区域を指定すること。
- (2) 条例第29条の8第1項の規定により林野火災に関する注意報を発すること。
- (3) 条例第29条の8第3項の規定により火の使用の制限に努めなければならない対象となる区域を指定すること。
- (4) 条例第29条の8第4項の規定による告示に関すること。
- (5) 条例第29条の9第1項の規定により火の使用の制限の対象となる区域を指定すること。
- (6) 条例第29条の9第2項の規定による告示に関すること。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。